

令和 7 年 6 月 7 日

会費未納の方へ

越谷市剣道連盟
会長 石川 雅久

令和 7 年度連盟会費納入について

拝啓

今年度も 2 ヶ月が過ぎ、連盟へご理解とご協力ありがとうございます。
さて、令和 7 年度の会費の納入について、下記の連盟規約を再確認していただき、連盟会費未納の方は、納入期限（5/31 まで）が過ぎておりますので、納入をお願い致します。
なお、納入が確認されない場合各種申込ができなくなりますので、ご注意ください。
敬具

記

<連盟規約 第 10 条>

本連盟の会費は、次のとおりとし年度始めに納入する。ただし、団体に所属していても三段以上（高校生は除く）は個人加入をする。他都道府県から公益財団法人埼玉県剣道連盟に加入した場合、同時に当連盟へ加入となる。その場合、公益財団法人埼玉県剣道連盟加入費と当連盟入会金も必要となる。賛助会員には、本連盟からの連絡はしないものとする。

入会金	500 円（個人）10,000 円（団体）
年度会費（個人会員）	5,000 円
〃（賛助会員）	3,000 円
〃（中学校）	5,000 円
〃（高校）	5,000 円
〃（加盟団体）	6,000 円

※賛助会員は、1 年間連盟主催稽古会のみ参加できる会員のことです。

お振込先：ゆうちょ銀行 038 支店 普通 9562069 越谷市剣道連盟

以上